

大飯原発 許可取り消し

3、4号機

耐震性判断誤り

大阪地裁判決 「国審査に欠落」

福井県や近畿地方の住民ら127人が、関西電力大飯原発3、4号機（福井県おおい町）について国の設置許可を取り消すよう求めた行政訴訟の判決で、大阪地裁は4日、許可を取り消した。森健一裁判長は、原発が想定する地震の最大の揺れを示す「基準地震動」について、「原子力規制委員会の判断に看過しがたい過誤、欠落があり、設置許可は違法」と述べた。2011年の東京電力福島第1原発事故後、国の設置許可を否定する司法判断は初めて。

**3面に
CU
クローズ
アップ**
(28面に判決要旨、31面に
関連記事)



国は関電などと協議し、控訴する方向で検討している。判決が確定しなければ、許可取り消しの効力は発生しない。国による安全審査の妥当性が否定されたことで、他の原発にも影響を与える可能性がある。耐震設計の目安となる「基準地震動」の妥当性が最大の争点だった。関電は原発周辺の地層の調査や過去の地震データなどから、基準地震動を8.56m(分ルは加速度の単位)と算定。規制委は17年5月、福島事故後に厳格化された新規制基準に適合するとして、設置許可を出していた。

判決は、関電が算定に使った計算式は過去の地震データの平均値に基づいており、実際に発生する地震は平均値からかけ離れて大きくなる可能性があったと指摘。耐震性を判断する際、想定する地震規模を上乗せして計算する必要があったのに、関電や規制委が「何ら検討しなかった」と批判。規制委の判断に「不合理な点がある」として設置許可を取り消した。

住民側は大飯原発3、4号機の基準地震動について「原子力規制庁は「今後、関係省庁と協議の上、適切に対応する」とのコメントを出した。関電は「極めて

大阪地裁判決 骨子

- 関西電力は大飯原発3、4号機の耐震性判断に必要な地震(基準地震動)を想定する際、過去の地震規模の平均値をそのまま使うより大きい地震が平均より大きくなる可能性を考慮していない。
- 原子力規制委員会の審議や判断には看過しがたい過誤や欠落があり、不合理。
- 規制委が2017年5月に出した設置許可は違法で取り消す。

て、少なくとも現行の1.34倍の1.50mになるとして現在の原子炉は耐震性を満たしていないと主張していた。住民側の弁護団は、全ての原発の基準地震動の設定に関する重大な問題。ただちに策定をやり直すべきだ」との声明を出した。原子力規制庁は「今後、関係省庁と協議の上、適切に対応する」とのコメントを出した。関電は「極めて遺憾で到底承服できない。国と協議の上、適切に対応する」としている。原発の設置許可を巡る訴訟では、福井県敦賀市の高速増殖原型炉もんじゅ(廃炉)について、名古屋高裁金沢支部が03年、原子力安全委員会(当時)による審査に重大な誤りがあると設置許可を無効とする判決を出したが、05年の最高裁判決で覆された。【藤河匠一】

関西電力大飯原発3、4号機
1991年に3号機、93年に4号機が営業運転を開始。出力はともに118万キロワット。2011年の福島第1原発事故後に停止したが、12年7月、夏の電力需給安定のため、当時の民主党政権の判断で全国で唯一再稼働した。定期検査で13年9月に停止。新規制基準への適合が認められ、18年3月に3号機、同5月に4号機が再稼働した。現在は2基とも定期検査で停止中。

原発の運転停止などをめぐって原告側の主張を認めた過去の司法判断

判決
◆ 高速増殖炉「もんじゅ」 2003年、名古屋高裁金沢支部
原子炉の設置を許可した国の安全審査に誤りや欠陥があった

◆ 志賀原発2号機 06年、金沢地裁
想定を超えた地震で事故が起り、被害を受ける可能性がある

◆ 大飯原発3、4号機 14年、福井地裁
憲法上の人格権が侵害される
具体的危険性がある



仮処分決定

◆ 高浜原発3、4号機 15年、福井地裁
国の新規制基準はゆるやかすぎ
安全は確保されない

◆ 高浜原発3、4号機 16年、大津地裁
地震・津波への対策や避難計画に疑問。
安全性の証明が不十分

◆ 伊方原発3号機 17年、広島高裁
阿蘇山(熊本県)の過去最大規模の噴火で
火砕流が到達するおそれ

伊方原発3号機 20年、広島高裁
異議申し立てを受けた広島高裁が審理中
原発付近に活断層がないとした調査は不十分。
噴火の想定も過小評価

安全性の根幹 国を非難

大飯許可取り消し判決

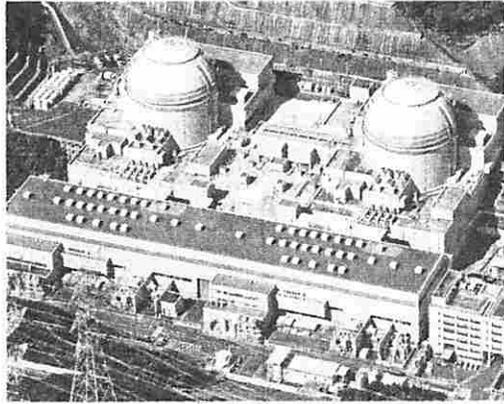
地震動の上乗せ「検討せず」

関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を違法とした大飯地裁判決は、国が耐震性を判断する際に想定する地震の震定について「看過しがたい過誤、欠落がある」と強い言葉で非難した。東京電力福島第一原発事故を受け、原発の耐震基準などが厳格化されたが、国の安全審査の根幹に疑問を突きつけた形だ。事故から間もなく10年。教訓は生かされたのか。

判決が問題視したのは、原発で想定される地震の最大の揺れを示す「基準地震動」だ。耐震設計の目安とするため、電力会社が原発周辺の地層や想定される震源、過去の地震データなどから算出し、原子力規制委が問題ないかをチェックする。



基準地震動を上回る地震は、2005年以降、東北電力女川原発(宮城県)など4原発の周辺で観測された。その一つが11年の福島第一原発だ。最大約15.5の津波が押し寄せた。電源が失われ、原子炉を冷却できずに燃料棒が溶け落ちる炉心溶融(メルトダウン)が発生。水素爆発も起き、大量の放射性物質が飛散した。事故を教訓に発定した規制委は13年、原発の稼働を認めるための新規制基準を策定。電源喪失などを想定した過酷事故対策を義務付けた。



関西電力大飯原発3、4号機を巡る経緯

1991年12月	3号機が稼働
93年2月	4号機が稼働
2011年3月	東日本大震災が発生。3号機が運転停止
7月	4号機が運転停止
12年7月	民主党政権(当時)の政治判断で再稼働
9月	原子力規制委員会が発足
13年7月	原発の新規制基準が施行。関電が安全審査を規制委に申請
9月	定期検査で3、4号機が運転停止
14年5月	福井地裁が運転差し止めを命じる。関電は控訴
17年5月	新基準での安全審査に合格
18年3月	3号機が再稼働
5月	4号機が再稼働
7月	名古屋高裁金沢支部が1審の差し止め判決を取り消す
20年7月	3号機が定期検査で運転停止
11月	4号機が定期検査で運転停止
12月	大飯地裁が国の設置許可を取り消す判決

「普通」に考え、あり得ない内容。科学的な議論ではない。規制委の事務局がある原子力規制庁の幹部は、今回の判決の感想をそう語った。この幹部は、地震に関する規制委の安全審査の手引書と、異なるガイドの解釈の違いが、裁判所と規制委にあるとみて、規制委の安全審査は、耐震のために想定する最大の揺れ「基準地震動」を基にした対策を確認する。基

規制庁「解釈の違い」

「普通」に考え、あり得ない内容。科学的な議論ではない。規制委の事務局がある原子力規制庁の幹部は、今回の判決の感想をそう語った。この幹部は、地震に関する規制委の安全審査の手引書と、異なるガイドの解釈の違いが、裁判所と規制委にあるとみて、規制委の安全審査は、耐震のために想定する最大の揺れ「基準地震動」を基にした対策を確認する。基

差し止め 上級審の壁

福島第一原発事故後、国による設置許可を否定した判決は初めてだが、電力会社に運転差し止めを命じる司法判断は相次いでいる。今回以前は少なくとも5件のあるが、審理の1件を除く4件は上級審などで覆り、差し止めが確定したケースはない。運転停止には依然として高いハードルがある。

住民による原発訴訟は1970年代から活発にな

原発の運転差し止めを巡る主な司法判断

① 大飯 3、4号機	福井地裁 (2014年5月)	名古屋高裁金沢支部 (18年7月)
② 高浜 3、4号機	福井地裁 (15年4月)	福井地裁(異議審) (15年12月)
③ 高浜 3、4号機	大津地裁 (16年3月)	大阪高裁 (17年3月)
④ 伊方 3号機	山口地裁支部 (19年3月)	広島高裁 (20年1月)

※○は運転差し止め、×は差し止めず

可を違法とする判断枠組みを提示。行政に一定の裁量を認める判例になった。伊方判決は、その後の原発訴訟に少なからず影響を及ぼし、福島原発事故の前

2

住民「もう原発動かすな」

大飯許可取り消し判決

8年越し安全勝ち取る

「判決は市民や環境を守るための警告だ。大飯原発3、4号機(福井県おおい町)に対する国の設置許可を取り消した4日の大阪地裁判決を受け、原告の住民らは一斉に声を上げた。大津波に襲われた原発のもらさを露呈した東京電力福島第1原発事故以降、原発の危険性と安全規制の不十分さを繰り返し訴えてきた住民らは、「もう原発を動かすな」と改めて国に求めた。

大阪地裁202号法廷。大飯原発3、4号機(福井県おおい町)に対する国の設置許可を取り消すこと、傍聴席はどよめいて拍手がわき起こった。原告2人が、約1000人が集まった地裁正門前で「勝ったぞー」と叫び、「勝訴 設置許可取り消しを命ずる」と記された旗を掲げた。原告や支援者らは「全国の原発に影響を与えるすばらしい判決だ」「国は全ての原発の設置許可を取り消せ」と訴えた。

判決後、大阪市内で開かれた記者会見。原告団の共同代表、小山英之さん(80)が「みなさん、勝利しました。8年にわたって闘ってきた成果で、画期的な判決だと喜んだ。この日の判決は、想定される地震の最大の揺れを示す「基準地震動」の算定について、「看過しがたい過

誤、欠落がある」と厳しく指摘。基準地震動は原発の耐震性判断の要となる重要な指標となるため、同じ算定方法に基づいて建てられた全国の原発にも影響する可能性がある。小山さんは「原子力規制委員会には判決の指摘をきちんと受け止めるよう申し入れたい」と語った。もう一人の共同代表、アインリン・美緒子・スミスさん(70)も「国は原発を動かさず、安全について説明し、加人として訴訟に関わり、安全性について説明しき

関電「承服できない」

大阪原発3、4号機を運搬する関西電力は、補助参加人として訴訟に関わり、安全性について説明しきつた。伊藤選、山本康介、関電は原発に対する依存度が高い。大飯原発3、4号機は、7基ある関電の原発のうち最も出力が大きくて新しく、最重要な原発と言え。控訴すれば判決の効力は直ちに生じないが、1基が停止すれば月35億円、利益が失われる計算だ。ある電力会社の幹部は「原発の存続そのものが経営上のリスクになりかねない」と警戒感を示した。【鈴木健太、工藤昭久】

古里の未来守りたい

地元の福井県から2人が原告となった。若狭町の農業、石地優さん(67)が初弁論の法廷で意見陳述してから8年。裁判長が国の設置許可を取り消したこの日も、法廷に駆け付け「希望のある判決だと喜んだ。入り組んだリアス式海岸や「三方五湖」で知られる若狭町は、大飯原発から30キロ圏内に位置する。米農家の長男として生まれた石地さんは大学卒業後、地元の電機部品メーカーに勤めながら、農作業を手伝ってきた。数十年前から安心・安全な暮らしを実現させた

「この思いが強まり、原発に反対するようになった。2011年3月11日に起きた東日本大震災。東京電力福島第1原発事故では大量の放射性物質が放出された。大切な田畑を失った人たちがいる。「何代も受け継いできた田んぼや自然と共に生きてきた農家の方たちのことを思うと、無念でいたたけなかった」



判決後、勝訴と書かれた旗を掲げる原告側の関係者
—大阪市北区で4日午後3時9分、大西達也撮影



原発の危険性を訴え、原告になった石地優さん—福井県若狭町で11月

「将来の子や孫のために原発をなくしたい」。原発の安全性への疑問を法廷でも訴えてきた石地さん。判決後、「国や関電は判決を受け止めて、原発に頼らない道を考えてほしい」と改めて求めた。【伊藤選、写真も】